

第3回 (仮称) 水源池公園周辺整備構想づくり ワークショップ

1. 開会の挨拶
2. 景観法について
3. コンセプトについて
4. 観光地名について
5. グループ別の発表
6. 閉会の挨拶

日時 平成22年9月1日(水) 18:00～
場所 本庁舎 大会議室1

景観法について

(仮称)水源池公園周辺整備構想づくり ワークショップ

日時 平成22年9月1日(水) 18:00～

場所 本庁舎 大会議室1

景観法？

地方自治体が独自に定めた景観条例や住民等による自主的なルールの中かで



現在、むつ市では残念ながらありません(2010年9月1日現在)

積極的に景観の整備、保全を行ってきました



それでも、効力には限界があり、景観づくりが思うように行かない



平成16年に「景観」の言葉が初めてついたシンプルな名称**景観法**が制定された

景観法に基づいて自治体が景観行政団体となり、景観計画・景観条例を運用

魅力ある景観づくりへ

景観づくりのメリット

「まちの活性化・地域」の再生、「観光・産業」の振興、「自然・環境・建物・樹木・資源」の保全、「観光資源・市街地景観・農村景観・公共施設景観」の創造、「まちづくり活動・個性づくり・コミュニティづくり人材」など

たとえば ある日突然 . . .

どこかでの話

昔から住んでいた土地持ちのジョンさんが老後を見据えて街なかへ引っ越し

土地を不動産屋さんに売却

ゆかりのない業者さんが購入

アドバイス

以前からまちづくりの先生は言っていた

ここは良い所なのだから、景観条例がなかったら景観の保存はむずかしい

今、問題ないから市民は関心を持たなかった



突然のマンション建設
計画の浮上

地区住民がびっくり

住民の活動が活発化

反対運動

マンション建設によって環境が損なわれる

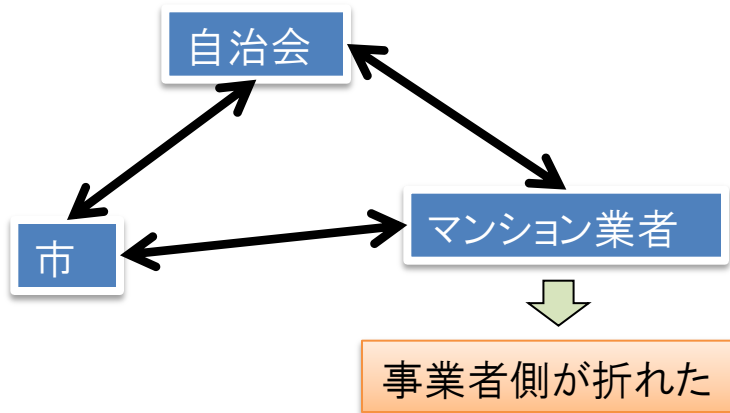
地元自治会が反対署名集め

テレビ局が注目

どうやったら阻止できるか、どう対応したらいいのか勉強した

地区計画を策定することにした

都市計画の一つ:地区レベルのまちづくりルール → あくまでも地区のための地区住民による



反対運動の成果



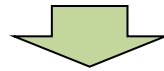
もしも・・・

最初から景観計画があり、景観条例が運用されていたなら

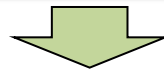


むつ市の景観づくり

景観法に基づいて、青森県景観条例が適用される区域になっています



一律的。一定規模を超える建築物の新增改築や工作物の設置、開発行為などの行為(大規模な行為)



大規模行為届け出制度による届け出制

むつ市の個性を活かすというよりも、
青森県の景観づくりとなっています。